

周南市バスケットボール協会細則—1

(加盟登録料)

第1条 加盟登録料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 社会人（旧実業団、クラブ、大学高専） | 5,000円／チーム |
| (2) U18 | 2,000円／チーム |
| (3) U15 | 2,000円／チーム |
| (4) U12 | 2,000円／チーム |

※個人登録料は不要とする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。